

令和5年11月1日改訂

シティグループ証券株式会社

最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様から受託した注文を最良の取引条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様と当社との間で執行方法に関する包括的な取決めが別途存在せず、かつ個別のお取引についてお客様から取引の執行に関するご指示がない場合、以下の方針に従って執行することに努めます。

尚、お客様の注文が当社の最良執行方針等に従って執行された旨を説明した「最良執行説明書」の交付を要望されるお客様には、取引データ量が膨大になることもあるため、書面交付に代えて電子交付サービス（電子メールによる送付）とさせていただきます。

1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」。

なお、当社におきましては東証上場米国株及び、フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」については原則としてお取り扱いしておりません。

2. 用語の定義

この最良執行方針における各用語の定義は次のとおりです。

・PTS

PTSとは金融商品取引法施行令第26条の2第7項に規程される私設取引システムをさします。当社ではCboeジャパン株式会社の運営するCboePTS及びジャパンネクスト証券株式会社の運営するジャパンネクストPTSを採択しております。

・SOR

SORとはお客様からの売買注文について、金融商品取引所市場またはPTSのうち最良の価格及び条件で約定できると思われる市場へ自動的に注文を回送する注文形態を言います。また、SORであることを指定された注文を「SOR注文」、SOR注文を発注するためのシステムを「SORシステム」と言います。

- ・SOR対象市場等

当社では東京証券取引所、Cboeジャパン株式会社の運営するCboePTS及びジャパンネクスト証券株式会社の運営するジャパンネクストPTSをSOR対象市場としております。

- ・SOR対象銘柄・非対象銘柄

当社では東京証券取引所に上場する上場株券等のうち、SOR注文が可能な銘柄を指定しております。また、名古屋証券取引所単独上場銘柄、当社非会員取引所上場銘柄、PTSで取り扱いの無い銘柄はSORの対象とはなりません。

- ・ダークプール

ダークプールとは、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第7項に規程される「社内取引システム」を言います。

- ・レイテンシーアービトラージ

市場参加者がその発注までの速度や市場に関する情報の取得に至るまでの時間的優位性を利用した結果、時間差が生む複数の取引施設間の価格差から利ザヤを稼ごうとする投資戦略及び行為のことをいいます。

3. 最良の取引条件で執行するための方法

当社では、最良の取引の条件で執行するための方法としてSORを導入しております。

(1) SOR対象市場等の選択の方法及び順序

当社のSORは価格を優先し最良執行が見込まれる取引市場へ自動的に発注を行っております。複数市場で同価格の約定が可能であるとシステム上判断された場合、その優先順位は東京証券取引所を第一とし、続いてCboePTS、ジャパンネクストPTSの順に発注します。当該優先順位は過去の取引実績に基づき当社が最良と判断する順位となっております。

なお、本優先順位については個別のお客様ごとの設定が可能となっておりますお客様ごとの指示に基づき変更を行うことが可能です。

(2) レイテンシーアービトラージへの対応

当社はレイテンシーアービトラージの対応として、SORから各取引市場への分割発注を行う際に同時発注することにより、高速取引行為者が注文に対する時間的優位性を予見しレイテンシーアービトラージを行う可能性を低減しております。

4. SORを用いない場合の執行

(1) SOR非対象銘柄及び執行方法

お客様からSOR非対象銘柄に係る売買注文を頂いた場合には、お客様と当社との間で執行方法に関する包括的な取決めが別途存在せず、かつ個別のお取引についてお客様から執行方法に関するご指示がない限り、委託注文として金融商品取引所立会内市場に取り次ぐことといたします。その場合、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注

した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

(2) SOR非対象銘柄の執行方法を選択する理由

上場株券等については、金融商品取引所市場に多くの投資家の需要が集中しており、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられます。SOR非対象銘柄については、より流動性が高いと考えられる当該銘柄の主市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

5. その他

(1) 次に掲げる取引については、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様と当社の間で執行方法に関する別途の包括的な取決めが存在している取引またはお客様から執行方法に関する別途のご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引

当該取り決めに基づく執行方法またはご指示いただいた執行方法

- ② 投資一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

- ③ 端株、単元未満株の取引

弊社が直接の取引の相手方となる方法

(2) システム障害等により、やむを得ず最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

(3) 取引所金融市場等においてシステム障害等が発生した場合、やむを得ず最良執行方針に基づいて採択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目し事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって必ずしも最良執行義務の違反にはなりません。

以 上